

企業のコンプライアンス体制の確立に向けて

東京海上リスクコンサルティング株式会社
エンジニアリング・ロスコントロールグループ グループリーダー ミケ尻 隆

企業倫理の必要性

国際社会において企業倫理の確立や法令遵守の徹底が益々強く求められている。企業は、このような社会環境の変化や国際社会の要請に応えるため、従来以上に公平かつ厳格に活動し、世界に通用する倫理観を持ってマーケットに参加しなければならない。もし、倫理に反した不祥事を起こせば、そのニュースは瞬く間に世界に広がり、その企業は世界的に信用を失い、マーケットからの撤退を余儀なくされるリスクを抱える。今日のグローバル化された時代では、フェアな企業行動を実践出来ない企業はマーケットへの参加資格がないと言っても過言ではなくなっている。

「倫理は個人の問題である」「うちの社員は倫理観が高い」などの理由から、企業倫理の問題を重要視していない企業も散見される。しかし、企業が起こす非倫理的な行動の原因を突き詰めると、その原因は個人ではなく組織に起因するものが多いと言われている。従って企業倫理を確立するには、組織の中に企業倫理を実践できるシステムを組み入れ、高潔な倫理風土を組織の中に浸透させる必要がある。

この企業倫理の確立は、経営を安定させることができるほか、マーケットからの信頼や信用、倫理的な評判の高まりにより、その企業が顧客から選ばれ将来のビジネスを展開するうえ

で大きな支えになると考えられる。

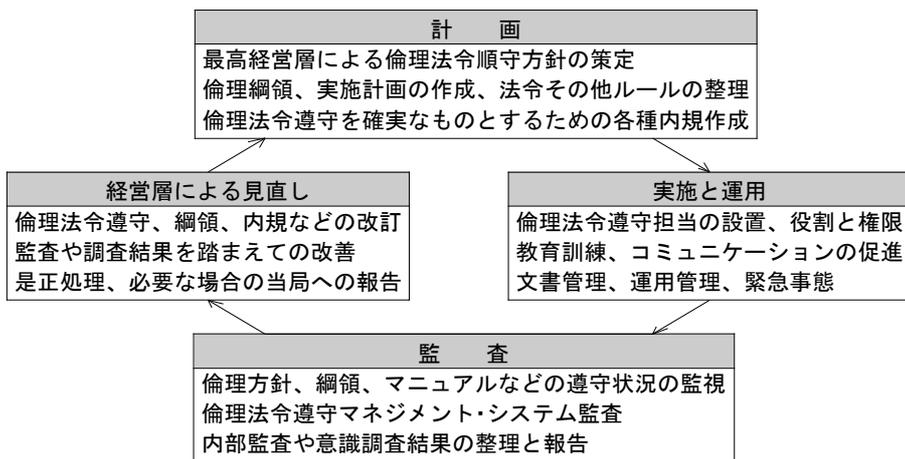
倫理法令遵守マネジメント・システム規格（ES2000）

企業の倫理の必要性を感じても、具体的にどのような体制を構築すればよいのか課題とする企業が多いようである。こうした問題を解決し企業の倫理法令遵守体制の確立を支援する目的で麗澤大学経済研究センター「企業倫理研究プロジェクト」が中心となり、ES2000(Ethics Compliance Standard 倫理法令遵守体制に関する規格)が1999年5月に発表された。

ES2000が描き出す仕組みを構築することで、企業は将来のリスクに、的確かつ戦略的に対応することができる。また、今後起こってくる変化を先取りする形で、より迅速に修正し方向づけることができる。ES2000の全体的な枠組みは下図のとおりである。「計画」「実施と運用」「監査」「経営層による見直し」のサイクルを繰り返しながら、システムそのものの機能を継続的に改善していくものである。

ES2000はあくまでも倫理法令遵守を徹底するために、企業がどのようなシステムを設ければよいかを全体的に示すものであり、綱領の柱や教育内容まで規定するものではない。

理念や運営方法は各企業の自主性に委ねられている。これは、企業に倫理法令遵守に対する意識を持ってもらい、実践を促すことを目的としているものである。



倫理法令遵守マネジメントシステムの全体的な枠組み

倫理法令遵守マネジメントシステムで求められていることは、企業または組織がこのシステムを確立・実施・維持し、継続的に改善の方向に進むことである。これは、企業または組織として理性と良心が働く仕組みを構築するだけでなく、実際に機能させることによって良い方向へと改善していくことである。

企業が作成すべき倫理法令遵守の基本方針には、以下の内容を盛り込む必要がある。

- ①組織が自らの伝統や経営理念に基づいて実践しようとする倫理的理想や規範
- ②組織の業務内容、規模、扱うものやサービスなどを考慮した上で、特に注意を払う必要がある法令やルール。
- ③組織の倫理的風土の継続的改善と不正防止や責任体制の確立に取り組むことを表明した文言。
また、「倫理綱領」「倫理規定」「行動憲章」「倫理法令遵守マニュアル」を作成し、これらの内容は組織メンバー全員が認識しなければならない。

倫理法令遵守の基本方針を組織に浸透させるためには、教育・訓練、内部監査などの具体的な実施を策定することが必要である。

実施計画策定にあたってのポイント

は次の通りである。

- ①体制と責任
倫理法令遵守を徹底するための組織作りおよび関連する部署・職務に対する権限の付与を最初に行う必要がある。
- ②訓練と教育
社会的な影響力が大きい部署、職務の内容上不正に関わりやすい部署などに対しては、実状にあった具体的な訓練を用意すると共に、周知徹底することが必要である。
- ③コミュニケーション
倫理法令遵守に関して、組織の内外的からの報告・相談に対応できるような体制を構築することが必要である。
- ④倫理法令遵守マネジメント・システム文書
倫理法令遵守の基本方針、倫理綱領、各種マニュアル、内部規定などを文書や電子情報の形式で作成・保管しておく必要がある。
- ⑤文書管理
組織内の意識を高めること、組織内の誤解を生み出さないこと、内外からの問い合わせに対して十分な説明ができること等を目的とした文書管理の仕組みを構築することが必要である。
- ⑥運用管理
組織として理性と良心が働く仕組み

みを構築するだけでなく、報告相談業務を上手く機能させることによって、継続的に良い方向へと改善していくことが必要である。

- ⑦緊急事態への準備と対応
経営幹部による不正など緊急事態に関する情報を入手した場合の対応について定めておく必要がある。

- ⑧監査と是正措置
中立性・独立性を確保した内部監査を定期的実施し、評価する手順を確立・維持することが重要である。また、基本方針や内部規定など反した行動や運用が行われている事実がある場合には、直ちに原因究明・再発防止の措置をとることが必要である。更に、教育・訓練、報告相談、問題行為に関する処分や対応、監査結果、見直し等の倫理法令遵守活動で生じた出来事を記録・保管することが重要である。

まとめ

コンプライアンスという言葉が一般的になりつつあるが、その広義な意味から漠然と捉えられ、組織の中にコンプライアンスが根付いている企業はまだ少ないというのが現実である。国内外で発生しているコンプライアンスに関する一連の事件を見てもわかるとおり、万一倫理に反した不祥事を起こせば、瞬く間にニュース等で広がり、社会的信用を失い、マーケットからの撤退を余儀なくされることがある。今後の企業経営にとって、倫理法令遵守マネジメント・システムの構築は極めて重要である。

参考文献
TALISM AN (1999年9月号) 倫理法令遵守マネジメント・システムの構築
東京海上リスクコンサルティング発行